大阪府条例第　　　号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （初任給、昇給、昇格等の基準）第五条　（略）２―６　（略）７　五十五歳（定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「零」とする。８―11　（略） | （初任給、昇給、昇格等の基準）第五条　（略）２―６　（略）７　五十五歳（定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。８―11　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和二年一月一日から施行する。

１－７